

令和7年度（2025年度）北海道職員（歯科衛生士）採用選考募集要項

北海道では、総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室又は地域保健室（地域保健法第5条第1項の規定により配置された保健所。以下「保健所」という。）に勤務する歯科衛生士を次により募集します。

1 受験資格

既に歯科衛生士の資格を取得している方又は令和8年（2026年）年3月31日までに実施される国家試験において歯科衛生士の資格を取得する見込みの方で、令和8年（2026年）4月1日現在で36歳未満の方
ただし、次の方は受験できません。

○日本国籍を有しない方

○地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 試験実施予定日

受験を希望する実施予定日の申込期限【※必着】までに応募書類を送付してください。

(1) 実施予定日

実施予定日	申込期限	採用予定日	
		有資格者	資格取得見込者
令和7年（2025年） 12月7日（日）	令和7年（2025年） 11月26日（水）	令和8年（2026年） 2月1日	令和8年（2026年） 4月1日

(2) 会 場

試験地	試 験 会 場
札幌	北海道庁本庁舎又は別館庁舎：札幌市中央区北3条西6丁目、別館は同西7丁目

(3) 内 容

試験区分	内 容
作文試験	職務に関する課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験（90分）
面接試験	個別面接による人物及び職務に関連する知識についての口述試験

(4) 試験時間等

作文試験：午前9時より90分（集合は8時45分）

面接試験：作文試験終了後、1人15分程度

（面接試験をもって終了となるため、終了時間は個人によって異なります。）

3 受験手続

次の書類を北海道保健福祉部総務課人事係あてに提出（郵送可）してください。

※封筒の表に「令和7年度 歯科衛生士採用選考応募書類」と朱書きしてください。

(1) 北海道職員採用選考（歯科衛生士）申込書（自筆・写真貼付）

(2) 歯科衛生士免許証の写し

（資格取得見込の方は卒業（見込）証明書）

4 採用予定箇所及び採用予定数

採用予定箇所	職務内容	採用予定数
保健所	歯科口腔の相談や歯科口腔保健施策の推進に関する業務に従事します。	2名

※採用予定数は、欠員等の状況により変更となる場合があります。

5 合格発表

試験実施から 10 日後程度（予定）
※合格結果については、受験者全員に郵送により通知します。

6 合格者の採用

合格者が採用日を指定することはできません。
また、資格取得見込者については、本選考に合格されても、歯科衛生士の国家試験に不合格の場合は、採用されません。

7 給 与

「北海道職員の給与に関する条例」等に基づき支給します。
採用時における給与月額等を例示すると次のとおりです。

試験の種類		初 任 給 (年 額)	諸 手 当
歯科衛生士	短大 3 卒	220,500 円 (約 3,358,000 円)	・年額は給料の他、期末・勤勉手当、寒冷地手当を含んだ金額（概算）です。 *実際の給与は個人別に算定します ・上記の他、通勤手当や住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
	短大 2 卒	208,300 円 (約 3,183,000 円)	

※給料月額令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在です。
※給料月額は、採用前の学歴や資格取得後の職歴等を考慮のうえ、決定されることから例示の額と異なることがあります。期末・勤勉手当は勤務成績に応じて支給割合が変更となります。また、寒冷地手当は勤務する地域や世帯状況により変動することから、年額はあくまでも目安です。

8 勤務条件等

(1) 勤務時間・休日等

勤務時間(原則)	月曜日から金曜日 8 時 45 分～17 時 30 分（昼休み：正午～午後 1 時）
休日（原則）	土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
休暇	年次有給休暇：1 年に 20 日（採用年は月割計算）。20 日を限度に翌年繰越可能 夏季休暇：5 日（6 月から 10 月までの間） 結婚休暇：7 日（2 つの期間に分割可能） その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
職員住宅	世帯用の職員住宅のほか、各(総合)振興局所在地には独身寮があり、空き状況により入居することが可能です。
健康管理	職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年 1 回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。
共済制度等	共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。 また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。

(2) 仕事と家庭の両立支援制度

出産を控えた職員、育児や介護を行う職員が安心して働くことができるよう、仕事と家庭の両立を支援する休暇・休業などの各種制度が整っています。(主なものは以下のとおりです)

産前休暇	出産予定日の前日から起算して8週間前から出産日まで取得可能
産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの間に取得可能
育児休業	子どもが3歳になるまでの間、子育てに専念する(一定期間勤務しない)ことができる制度(※無給)
育児休暇	子どもが2歳になるまでの間、子育てのため(主に子どもの保育施設への送り迎えなど)に取得可能(1日当たり合計2時間以内)
育児短時間勤務	小学校入学前の子どもの子育てをするために、希望する日・時間帯で勤務できる制度(あらかじめ定められた勤務形態から職員が選択)(※勤務時間に応じて給与支給)
子育て支援休暇	中学校までの子どもの通院付き添いや看病、学校等の休業に伴う子どもの世話又は学校行事等(入園式、入学式、卒園式、卒業式、授業参観、三者面談やPTA活動など)のために取得可能(子ども1人につき年5日以内、最大15日以内)
育児のための部分休業	小学校入学前の子を養育するときに取得可能(勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日当たり合計2時間以内、30分単位)(※無給)
子育て部分休暇	小学生の子(障がいをする子の場合は18歳まで)を養育するときに取得可能(勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日当たり合計2時間以内、30分単位)(※無給)
早出遅出勤務	小学校入学前の子どもの保育園への送り迎えや、学童保育施設等に託児している小学生の子どもの送迎のために、始業又は就業時刻を繰上げ又は繰下げできる制度
介護休暇	配偶者、父母、子等の介護をするために取得可能(通算して6月を超えない範囲内で3回まで)(※無給)
短期の介護休暇	疾病等により2週間以上日常生活に支障がある配偶者、父母、子等の世話をするために取得可能(1年に要介護者が1人の場合5日、2人以上の場合は10日)
介護時間	疾病等により2週間以上日常生活に支障がある配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度(3年の期間内で1日当たり2時間以内)(※無給)

9 その他

(1) 本選考の実施にあたっては、受験票の発行はしておりませんので留意願います。

なお、試験当日は試験1週間前に申込書記載のEメールアドレス(住所)にメール(郵送)する「試験(会場)案内」を確認の上、集合時間までに会場へお越しください。

※ 迷惑メールの対策などでドメイン指定を行っている場合、メールが受信できない場合があります。

「@hokkaido.lg.jp」を受信設定してください。

(2) 受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、その旨下記に連絡してください。

(3) 試験当日は、午前8時30分から受付(開庁)します。

【この選考についてのお問い合わせ・応募先】

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部総務課人事係 TEL 011-204-5243 (直通)